

## 県内他市

## 【ろう者の役割】

栗東市	<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、手話を言語として認識し、ろう者への理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>(ろう者の役割)</p> <p>第6条 ろう者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び普及に努めるものとする。</p>
大津市	<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。</p>
近江八幡市	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、聴覚障がい者の人権を尊重し、並びに手話等の普及及び市の施策に協力するよう努めるものとする。</p>
甲賀市	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。</p>
米原市	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、相互に手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>